

薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(案) 新旧対照条文
○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品(平成十七年厚生労働省告示第二十四号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。) 一〇七 (略) 八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。 (1) (略) (73) アンピシリン・ジクロキサシンリンナトリウム (74) アンブリセンタン (75) アンプレナビル (76) (略) (477) テルミサルタン (478) テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩 (479) テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド (480) (略) (499) トラボプロスト・チモロールマレイン酸塩	次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。) 一〇七 (略) 八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。 (1) (略) (73) アンピシリン・ジクロキサシンリンナトリウム (74) アンプレナビル (75) (略) (476) テルミサルタン (477) テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド (478) (略) (497) トラボプロスト・チモロールマレイン酸塩

九 (略)	(869) └ (887) (略)	(868) レボチロキシ ン	(867) レベチラセタ ム	(866) レフルノミド	(568) └ (865) (略)	(567) パッチテストに 使用されることが 目的とされている もの	(566) バゼドキシフエ ン	(565) バクロフェン	(529) └ (564) (略)	(528) トロピセトロン	(527) ドロスピレノン・ エチニルエスト ラジオール ベー タデクス	(526) トログリタゾン	(502) └ (525) (略)	(501) トランドラプリ ル	(500) トラマドール
	九 (略)	(863) └ (881) (略)	(862) レボチロキシ ン	(861) レフルノミド	(563) └ (860) (略)	(562) パッチテストに 使用されることが 目的とされている もの	(561) バクロフェン	(525) └ (560) (略)	(524) トロピセトロン	(523) トログリタゾン	(499) └ (522) (略)	(498) トランドラプリ ル			